

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第三十号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。